

告示

埼玉県労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、さいたま市水道事業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。）について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、令和六年六月二十日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成二十二年埼玉県労働委員会告示第二号は廃止する。

令和六年六月二十八日

埼玉県労働委員会会長 青木孝明

勤務箇所	職名
さいたま市 水道局	局長、理事、部長、副理事、次長、参事、課長、所長、水道工事検査監、副参事、総合調整幹、調整幹、業務部水道総務課の課長補佐、主幹、専門幹（主幹及び専門幹は、人事、給与及び労働関係担当の者に限る。）、総務係長及び職員係長、経営企画課の課長補佐、主幹、専門幹及び経営企画係長、水道財務課の課長補佐、主幹、専門幹及び財務係長、管財課の課長補佐、主幹及び専門幹、業務部水道総務課職員係の主査